

鎌情・個審議第8号
令和元年（2019年）8月14日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 安 富 潔

損害賠償の額の確定並びにその和解及び調停に係る議案集に
含まれる個人情報の取扱いについて（答申）

令和元年（2019年）8月14日付け、鎌総第1403号「損害賠償の額の確定
並びにその和解及び調停に係る議案集に含まれる個人情報の取扱いについて」
をもって諮問を受けたことについて、以下のとおり答申します。

市におかれましては、この答申の内容を踏まえ、個人情報取扱事務の適切
な運用に取り組まれますよう希望いたします。

記

損害賠償の額の確定並びにその和解及び調停に係る個人情報は、議会におけ
る適正な審議の確保のための個人情報の利用と個人情報保護の必要性に鑑み、
市議会本会議における議案集（以下「議案集」という。）においては審議に必
要なため公表するが、当該議決案件に係る閲覧ができる状況にある議案集に含
まれる個人情報については、個人が特定できなくても市民等にその内容を説明
できること、また、公開されることにより、個人が特定されるおそれもあるこ
と等を考慮し、適切な措置を講じるべきである。

以 上